

【相談内容】

No26.駅自由通路に対する道路メンテナンス事業での補修等について

○駅自由通路（壁、屋根、照明）の補修、改修において、道路付属物として道路メンテナンス事業補助制度を活用して補修や改修に取り組むことは可能か？

<状況>

○築30年程が経過した屋根付きの駅自由通路（道路認定）があり、5年に1回、道路付属物としての点検を実施

○屋根や壁については老朽化により雨漏りや錆が発生しており、何らかの対策が必要な状況

【助言内容】

○道路メンテナンス事業補助の要件の確認（特に屋根と壁が要件に該当するか確認が必要）

〔事業要件〕

点検を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画に基づいて実施される次のいずれかに該当する事業及び修繕計画の策定・更新にかかる事業であること。

①構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕

②構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新

③複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る。）

④横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る。）

⑤治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）への適合状況や過去の被災歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合に限る。）

⑥道路メンテナンス事業の実施に必要な点検

なお、上記①から⑥に該当する事業の実施に当たっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。